災害廃棄物(漁網)の 受入れ開始について(お知らせ)

被災地の復興を支援するため、東日本大震災で発生した岩手県洋野町の災害廃棄物(漁網)の受入れについて自治会などと協議を重ね、去る7月31日に神奈川県と漁網の広域処理に関する合意書等の締結を行い、次のとおり受入れを行うこととなりましたのでお知らせします。

【受入時期】

○ 平成25年9月12日から12月まで(予定) 神奈川県や輸送機関との調整を行い、3期にわけて受入れを行う予定です。 なお、予定日であっても当日の天候等により急きょ変更する場合があります。

第1期 9月12日(木)~13日(金)

第2期 11月予定

第3期 12月予定

今回は、第1期の受入れを行います。 第1期の1回目は、試験搬入として扱いますが、特に問題がなければ、今回の受入れ分として埋立処理することになります。

【実施場所】

第2一般廃棄物最終処分場(箱根町畑宿334-15)

【受入予定量】

全体として最大 100 トン(約 250 m³) ※ 町の年間埋め立て量の 3 ヶ月分相当 なお、第 1 期は、15 t 前後を受入れる予定です。

【受入条件】

受入れする漁網は次の①から④の基準をすべて満たすものとします。

- ① 放射性セシウム濃度(セシウム 134 及びセシウム 137 の合計値とする。)が 1 キログラム当たり 100 ベクレル以下であること。
- ② 漁網周辺の空間線量率が毎時 0.19 マイクロシーベルト以下であること。 (年間 1 ミリシーベルト以下)
- ③ 鉛、異物等が除去されていること。
- ④ 重金属その他の有害物質及び農薬の測定の結果、安全性が確認されていること。

【輸送ルート】

岩手県洋野町八木北港仮設置場 ⇒ JR 盛岡貨物ターミナル駅 ⇒ (トラック) (JR 貨物)

JR 相模貨物駅 ⇒ 第2一般廃棄物最終処分場 (トラック)

※ JR 相模貨物駅からは、大型のトラックによるコンテナ輸送となるため、西湘バイパス や箱根新道を経由して箱根町に届く予定です。

【安全性の確認結果:第1期(8月6日実施)分】

今回、実施しました安全確認のための検査は、約 20 ㎡の小山が2つです。それぞれを 識別するため、H1 の山、H2 の山と呼び、各山について次の受入れ条件を検査及び確認し たところ、すべての項目で、受入条件をクリアしていました。

そこで、神奈川県及び箱根町は、第1期の漁網の受入れを実施することにしました。

〇 放射能濃度

受入条件: 放射性セシウム濃度が 100 ベクレル/kg 以下

単位: ベクレル/kg

放射能濃度	検体	セシウム134	セシウム137	セシウムの合計
	H1	5 未満	5 未満	10 未満
	H2	6	12	18

※測定機械の測定できる検出下限値が5(ベクレル/kg)となっているため、それを下回る放射能濃度の場合は、5未満(ベクレル/kg)となります。

『参考:箱根町最終処分場の焼却灰の放射能濃度』 単位: ベクレル/kg

採取年月日 セシウム134		セシウム137	放射性セシウム濃度 (合計)	
平成25年6月17日	23	68	91	

※焼却灰の埋立処理基準値は 8,000 (ベクレル/kg) 以下であることとなっているため、 当町の焼却灰についても安全な数値です。

〇 空間線量率

受入条件: 漁網周辺の空間線量率が 0.19 マイクロシーベルト/ h以下

単位: マイクロシーベルト/h

	検体	漁網周辺(平均値)	仮置場周辺(平均値)	
空間線量率	H1	0.05	0.06	
	H2	0.05	0.06	

『参考:箱根町最終処分場の空間線量率』 単位: マイクロシーベルト/h

ч	クラー ロスーカストへころ	1 2 - 2 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7			
	最終処分場内	中央部	焼却灰周辺	不燃残渣周辺	一般人の安全基準※
	平成 25 年6月 27 日測定	0.045	0.045	0.060	年間 1000 マイクロシ
	平成 25 年7月 25 日測定	0.030	0.065	0.050	ーベルト以下 (0.19 マイクロシー
	平成 25 年8月 22 日測定	0.045	0.060	0.050	ベルト/h以下)

※国際放射線防護委員会の勧告によると一般人の安全基準は、年間 1,000 マイクロシーベルト 未満となっているため、次の算式により 1 時間あたりの限度値を求めると 0.19 マイクロ シーベルトとなる。

「貨出式」

年間放射線量=(平均值×屋外活動8時間+平均值×屋内活動16時間×40%)×365日

〇 鉛や異物の除去

受入条件: 鉛や異物等が除去されていること

現地の作業員が手作業により確実に異物等を除去しています。





手作業による異物等の除去

除去された鉛やその他の異物

〇 有害物質

受入条件: 「産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準」の基準値を満たすこと

全部で 25 項目の重金属や化学物質を検査しています。ここでは主なものについて掲載しており、全項目の結果は町ホームページに掲載しています。

単位: mg/ℓ

採取年月日	検体	カドミウム	鉛	クロム	ヒ素	セレン
基準値	J	0.3	0.3	1.5	0.3	0.3
平成25年8月6日採取	H1	0.03未満	0.05	0.15未満	0.03未満	0.03未満
	H2	0.03未満	0.04	0.15未満	0.03未満	0.03未満

〇農薬類

受入条件: 「人の健康の保護に関する要監視項目」の基準値を満たすこと

全部で 12 項目の農薬類を検査しています。ここでは主なものについて掲載しており、全項目の結果は町ホームページに掲載しています。

単位: mg/ℓ

採取年月日	検体	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン (スミチオン)	イソプロチオラン
指針值	ı	0.008	0.005	0.003	0.04
平成25年8月6日採取	全小山	0.002未満	0.001未満	0.001未満	0.004未満

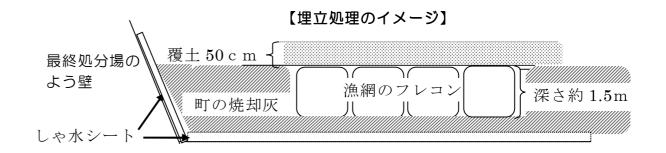
※農薬類は、第1期搬出分の全小山を1つの検体として検査をしています。

【埋立処分方法】

県による安全確認により受入れ条件をクリアした漁網は、大型土のう袋(フレコン)に封入され、陸上輸送により最終処分場に搬入されます。漁網入りのフレコンは、最終的に全部で60袋程度(約250㎡)になると見込んでいます。

箱根町に到着した漁網入りのフレコンは、放射線の空間線量率を計測したのち、最終処分場(埋立地)に搬入され、約 1.5mの深さに掘削された穴に埋め立て処理します。埋め立て後は、50cmの覆土(きれいな土)で覆います。

※フレコン:フレキシブルコンテナバッグの略



【最終処分場の構造】

最終処分場は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定されている廃棄物処理施設であり、廃棄物を安全かつ適正に処理できるように厳しい基準に従って建設されています。最終処分場に降った雨水等は、すべてしゃ水シートで埋立地からの漏えいを防止するとともに、埋立地に設置された集排水設備により集められ、水処理施設で薬品などによる処理をした後、水質基準を満たすことを確認された水が付近の河川に放流されます。

万が一、しゃ水シートに破損があれば、直ちに環境センターに通報が入る仕組みになっています。(24 時間機械監視)

【埋め立て後の管理】

町が責任をもって、他の焼却灰とともに廃棄物の安定化に向けて維持管理を行っていきます。最終処分場内の放射線の空間線量率や放流水の放射性物質の濃度測定を実施します。

- 放射線の空間線量率 漁網の埋め立て開始から漁網の埋め立て中は、週1回 その後は、月1回を少なくとも3年間は継続する。
- 放流水の放射能濃度 漁網の埋め立て開始から漁網の埋め立て中は、週1回 その後は、月1回を少なくとも3年間は継続する。
- 漁網の受入れに関する質問・疑問を集めた Q&A は、町のホームページで公開しています。
- 今回の検査結果の詳細は、町のホームページに掲載しています。
- 受入時期や安全性に関する次回以降の調査結果についても随時、お知らせしていく予定です。

問合せ先 環境課生活環境係 電話(85)9565